

定 款

第1章 総 则

第1条 (商 号)

当会社は、株式会社ビーアールホールディングスと称し、英文では Br. Holdings Corporation と表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

1. 他の会社の株式を取得保有し、当該株式の株主としての権利行使すること。
2. 株式を保有する他の会社に対して、必要な助言・斡旋その他援助を行うこと。
3. 不動産の賃貸、管理に係わる業務。
4. 土木建築工事の施工、ならびに土木建築構造物の管理・補修に係わる業務。
5. 前各号の業務に付帯する業務。

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を広島市に置く。

第4条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役会の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、120,000,000 株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式の買増請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数なる数の株式を売渡すことを当会社に請求（以下「買増請求」という。）することができる。

ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。

2. 買増請求をすることのできる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

第10条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利。
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利。
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増し請求の権利。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第13条（基準日）

当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載、または記録された議決権を有する株主

をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日に最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第14条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会にてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第17条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない

第18条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その

議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

- 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
- 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第21条（取締役の解任）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

- 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮できる。

3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2. 代表取締役等による、取締役会への定期的な業務執行報告に関する、取締役会については省略できない。

第 26 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

第 27 条（代表取締役および役付取締役）

当会社は、取締役会の決議によって会長 1 名、社長 1 名、ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を取締役の中から選定することができる。

2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第 28 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 29 条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による損害賠償を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 30 条（業務執行の決定の取締役への委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第 31 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 5 章 監査等委員会

第 32 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 33 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第 34 条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 35 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 6 章 会計監査人

第 36 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 37 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定期株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定期株主総会に

において再任されたものとみなす。

第 38 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 39 条（会計監査人の責任免除）

当会社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

第 40 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 41 条（剩余金の配当等）

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当会社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剩余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

第 42 条（配当金の除斥期間）

配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則

第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第 13 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 13 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第 2 項の定めるところによる。

第2条（電子提供措置等新設の効力発生日および同新設に伴う経過措置等）

定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。

改訂

平成14年9月27日より施行する。

平成15年6月26日	改訂（目的、決議の方法等）
平成16年6月25日	改訂（自己株式の取得、単元未満株式の買増請求等）
平成18年6月27日	改訂（会社法の施行による見直し）
平成21年6月25日	改訂（株券電子化による株券の発行を廃止することによる見直し）
平成23年6月28日	改訂（補欠監査役の予選の効力を新設）
平成26年10月1日	改訂（株式分割による発行可能株式総数の変更）
平成27年1月5日	改訂（単元株式数の変更）
平成27年6月25日	改訂（会社法改正により認められた監査等委員会設置会社への移行および責任限定契約締結対象の拡大等を行うことによる変更）
平成28年6月24日	改訂（取締役（監査等委員であるものを除く。）員数の上限変更）
平成28年10月1日	改訂（株式分割による発行可能株式総数の変更）
令和4年6月17日	改訂（株主総会資料の電子提供制度導入による変更）